

(2) 届出を要する行為及び規模要件

①届出を要する行為及び規模要件

景観法第 16 条第 1 項の規定に基づく届出及び同条第 5 項後段の規定に基づく通知が必要となる行為

届出対象行為類型		A.市域全域 (景観形成重点区域 B、C、D、Eを除く) E.鹿野城下町 景観形成重点区域	B.久松山山系 景観形成重点区域 C.湖山池景観形成 重点区域	D.因幡白兔 景観形成重点区域	
建築物の 建築等	建築物の新築又は移転 (右記の規模を超える こととなる増築又は改 築を含む。)	高さ 13m超又は建築 面積 1,000 m ² 超 (商業 地域等 (※) にあつて は、高さ 20m超又は建 築面積 1,500 m ² 超)	高さ 13m超又は 延べ床面積 200 m ² 超	高さ 5m超又は 延べ床面積 10 m ² 超	
	建築物の増築・改築、外 観を変更することとな る修繕・模様替、色彩の 変更	上記に該当する建築物において、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 m ² 超			
工作物 (建築物を除く。) の建設等	工作物の新設又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	①煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 13m超又は築造 面積 1,000 m ² 超 (建築物に付設され る場合は、高さ 5m超、 かつ、地盤面から当該 工作物の上端までの 高さ 13m超)	高さ 5m超 (建築物に付設され る場合は、高さ 1m超、 かつ、地盤面から当該 工作物の上端までの 高さ 5m超)	高さ 5m超 (建築物に付設され る場合は、高さ 1m超、 かつ、地盤面から当該 工作物の上端までの 高さ 5m超)
		②広告塔、広告板、装飾 塔その他これらに類す るもの			
		③電波塔、記念塔、物見 塔その他これらに類す るもの			
		④高架水槽、冷却塔その 他これらに類するもの			
		⑤彫像、記念碑その他こ れらに類するもの			
		⑥鉄柱、木柱その他これ らに類するもの (⑦の支 持物を除く。)			
		⑦電線、索道用架線その 他これらに類するもの (これらの支持物を含 む。)			
		⑧観覧車、飛行塔、コー スターその他これらに 類するもの	高さ 13m超又は築造 面積 1,000 m ² 超 (建築物に付設され る場合は、高さ 5m超、 かつ、地盤面から当該 工作物の上端までの 高さ 13m超)	高さ (建築物に付設さ れる場合は、地盤面か ら上端までの高さ) 5 m超又は築造面積 10 m ² 超	高さ (建築物に付設さ れる場合は、地盤面か ら上端までの高さ) 5 m超又は築造面積 10 m ² 超
		⑨コンクリートプラン ト、アスファルトプラン ト、クラッシャープラン トその他これらに類す るもの			
		⑩石油、ガス、穀物、飼 料等の貯蔵・処理施設			
		⑪汚水処理施設、ごみ処 理施設、し尿処理施設そ の他これらに類するも の			
		⑫屋外に設置されたク レーン等の生産設備そ の他これらに類するも の			

届出対象行為類型		A.市域全域 (景観形成重点区域 B、C、D、Eを除く) E.鹿野城下町 景観形成重点区域	B.久松山山系 景観形成重点区域 C.湖山池景観形成 重点区域	D.因幡白兔 景観形成重点区域	
工作物（建築物を除く。）の建設等	工作物の新設又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	⑬塀、さく、垣(生け垣を除く。)、擁壁その他これらに類するもの	高さ3m超	高さ1.5m超	高さ1.5m超
		⑭自動車車庫、物件保管施設その他これらに類するもの	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超	築造面積200㎡超	築造面積10㎡超
		⑮太陽光発電設備その他これらに類するもの	築造面積1,000㎡超又は垂直設置型(塀型)においては高さ3m超	築造面積500㎡超又は垂直設置型(塀型)においては高さ1.5m超	築造面積500㎡超又は垂直設置型(塀型)においては高さ1.5m超
		⑯風力発電設備その他これらに類するもの	高さ13m超 (高さは支柱・ブレードを含む最高部の高さとする)		
	工作物の増築・改築、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更	上記に該当する工作物において、当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡超			
開発行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(開発行為を除く。)又は水面の埋立て、干拓	土地の面積10,000㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ5m超及び長さ10m超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超	土地の面積500㎡超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ1.5m超	
木竹の伐採		伐採面積10ha超	高さ10m超又は伐採面積500㎡超	高さ10m超又は伐採面積500㎡超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積		高さ5m超又はその用に供される土地の面積1,000㎡超	高さ1.5m超又はその用に供される土地の面積100㎡超	高さ1.5m超又はその用に供される土地の面積100㎡超	
特定照明		照明の対象となる建築物等の高さ13m超	照明の対象となる建築物等の高さ5m超	照明の対象となる建築物等の高さ5m超	

※「商業地域等」とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。